

保育人材の確保に向けた総合的な対策

- ◆保育人材の確保については、処遇改善のほか、就業促進や離職の防止なども含めて、総合的に取り組んでいくことが重要。
- ◆平成25年時点で、保育所等勤務保育士は、37.8万人であり、平成29年度末までに国全体として新たに確保が必要となる保育人材(約9万人)の確保を目指す。

<平成29年度における取組>

【6.9万人の確保】

(受け皿拡大40万人ベース)

これまでの保育人材確保策 (保育士確保プラン)

○保育士資格の新規取得者の確保

- ・保育士試験の年2回実施
→ 27年度：4府県で実施
(国家戦略特区)
28年度：46都道府県及び
1政令市に拡大
29年度：全ての都道府県で実施
- ・修学資金貸付 など

○保育士の就業継続支援

- ・処遇改善
→ 消費税を活用し、3%改善
- ・保育士宿舍借り上げ支援 など

○離職者の再就職支援

- ・保育士・保育園支援センターや
ハローワークによるマッチング支援 など

+

【2万人程度の確保】

(受け皿拡大を50万人とした時の追加必要数)

保育士資格の新規取得者の確保

- インターンシップや保育園見学の機会の提供等により、新卒の人材確保に取り組む市町村への支援 【29予算】
- 保育士宿舍借り上げ支援事業の対象者拡大(採用されてから5年以内の者→10年以内の者) 【29予算】

保育士の就業継続支援

- 保育補助者の雇上支援の拡充 【28補正】
- 保育事業主による雇用管理改善の取組への助成 【28補正：制度要求】
【29予算】
- 保育所等におけるICT化の推進による業務負担の軽減 【27補正】
(システムの購入に必要な費用を支援)

多様な人材の活用

- 保育士配置特例による子育て支援員等の活用 【省令改正：28年度】

離職者の再就職支援

- 就職準備金や保育料の一部貸付による離職した保育士への支援 【27補正】 【28補正】
- 再就職のためのマッチング支援の強化(マッチング支援を行うコーディネーターの追加配置) 【29予算】

⇒ さらに、「子育て安心プラン」に基づく約32万人の保育の受け皿整備に伴い、平成32年度末までに約7.7万人の保育人材を確保するため、総合的な対策を実施。

ex) 処遇改善を踏まえたキャリアアップ支援の仕組みの構築、業務負担軽減のための保育補助者の雇い上げ支援の拡充・業務のICT化支援など